

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	消防活動阻害物質の追加	
担当部局	総務省消防庁危険物保安室	電話番号: 03-5253-7524 e-mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp
評価実施時期	平成27年5月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>①新設又は改廃の目的 「ピロカテコール及びこれを含有する製剤」を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在を把握することで、より適切な消防活動の実施を可能とし、災害時の国民の生命、身体及び財産に対する損害の拡大が最小限に抑えられ、かつ、災害発生時の消防機関の活動の負担を相当程度軽減することを可能とすることを目的とする。</p> <p>②新設又は改廃の内容 流通実態や人体への影響等を勘案し、「ピロカテコール及びこれを含有する製剤」を新たに消防活動阻害物質に指定する。また、この改正に伴い当該物質を貯蔵、又は取り扱う者に課されることとなる届出義務について、一定の周知期間(約6ヶ月を予定)を設ける。</p> <p>③新設又は改廃の必要性 消防活動阻害物質を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等で火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴ってこれらの物質が爆発し、あるいは有毒ガス等を発生するなどして、他の通常の火災の場合には見られない重大な被害を生ずる危険性がある。「ピロカテコール及びこれを含有する製剤」は、平均粒径が420μm未満の粉粒状であるため有害な粉体が煙状に拡散しやすく、また、500℃から800℃において有害ガスが発生することから、その危険性を踏まえ、相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在を把握する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法第9条の3(圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出)</li> <li>・危険物の規制に関する政令別表第2(1)~(18)</li> <li>・危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令第2条</li> </ul>
規制の費用	<b>費用の要素</b>	
(遵守費用)	新たに消防活動阻害物質に指定される物質を貯蔵、又は取り扱う者は、消防機関に当該物質を貯蔵、又は取り扱う旨の届出を行う必要があるが、届出に係る事務費用・交通費等、必要な費用は限定的である。	
(行政費用)	消防機関に届出があった場合、消防機関には火災の予防や消火活動を実施する際の対策を立てることが期待されるが、新たに消防活動阻害物質が指定されても、現在指定されている、同等の性質を有する他の消防活動阻害物質の特性を参考として対策を講じることができ、現行体制で対応可能と考えられるため、人員という観点からは新たな負担は限定的である。また、新たに消防活動阻害物質が指定されることに伴う周知や適切な査察指導を行う必要が生じるが、現行の消防活動の一環で行える部分もあり、新たな負担は限定的である。	
(その他の社会的費用)	特になし。	
規制の便益	<b>便益の要素</b>	
	<p>①遵守便益 事業者が消防活動阻害物質としての届出を行うことで、その物質における危険性を把握し、事業所の安全対策の徹底を図ると考えられることから、重大な事故の防止につながり、ひいては従業員の生命、身体及び財産を守ることができるとともに事故が万が一起こった場合でも、周辺の住民等への賠償も軽減されることが考えられる。</p> <p>②行政便益 消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を消防活動阻害物質として規定し、その所在についてあらかじめ届出をさせ、この届出に基づき、消防機関が火災の予防や消火活動を実施する際の対策を立てることで、火災等の際に、迅速かつ適切な消防活動を行うことが可能となり、また、消防活動にあたる消防職員等が危害にさらされることを防止してその犠牲を少なくすることができる。これらの具体的な定量化及び金銭価値化による分析は困難である。</p> <p>③その他の社会的便益 災害時の国民の生命、身体及び財産に対する損害の拡大が最小限に抑えられる。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>危険物行政においては、危険物規制に係る許認可等の事務を都道府県又は市町村長が自治事務として行い、基準や手続き等の枠組みを必要最小限の範囲で国が定めることを基本としている。今回の規制は、学識経験者、消防関係者、関係団体等の参画を得て開催した検討会における協議の結果、必要最小限の安全対策として合意を得たものであり、その水準は合理的なものであると考えられる。</p> <p>規制の見直しに伴う費用については、現在消防機関が有している情報・経験等により、新たな費用負担は限定的となる一方、当該規制により、事前に消防活動阻害物質の所在を把握することで、より適切な消防活動の実施が可能となり、災害時の国民の生命、身体及び財産に対する損害の拡大が最小限に抑えられ、かつ、災害発生時の消防機関の活動の負担を相当程度軽減することが可能となるという便益が発生する。このように、便益が発生することを総合的に勘案すると、当該規制は適切である。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>平成26年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」(座長:田村昌三 東京大学名誉教授)において、消防活動阻害物質の追加についての検討が行われ、当該検討会の報告書(「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会報告書」(平成27年3月))において、「ピロカテコール及びこれを含有する製剤」を新たに消防活動阻害物質に指定することが適当であるとされた。</p> <p>・平成26年度火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会 (<a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/kasai_chosa/index.html">http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/kasai_chosa/index.html</a>)</p>	
レビューを行う時期又は条件	当該規制の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じレビューを行うものとする。	
備考		